

地域医療の安定的確保に向けた専門医の養成について（事務局素案）

現状（各学会毎に独自の運営）

【専門医の質】

- 専門医となるために必要な経験内容、研修体制等が必ずしも定められていない。
- 養成プログラムが用意されていないことが多く、研修内容の質が一定していない。

【病院の受入定員（養成数）】

- 病院には専門医研修を受ける医師の受入定員（養成数）が設定されていない。

【研修の状況】

- 専門医研修中の医師数、地域分布が把握されていない。

新たな仕組み（中立的第三者機関が運営）

【専門医の質】

- 専門医となるために経験すべき症例数等を設定。
- あらかじめ養成プログラムを用意し、複数の医療機関（研修病院群）で専門医研修を担う。
- 研修病院群の養成プログラムは訪問調査等により評価。

【病院の受入定員（養成数）】

- 病院群内の患者数、研修体制等により、専門医研修を受ける医師の受入定員（養成数）を、プログラムごとに設定。

【研修の状況】

- 専門医研修中の医師数、地域分布を把握。

【専門医の養成数の調整】

- 各病院の受入定員（養成数）の設定状況及び地域分布等を踏まえ、全国・都道府県レベルで各診療領域の専門医の養成数を調整。

※ 養成数の調整にあたっては、人口構成、患者数、医師不足の状況、専門医の定着状況、病院の研修体制、地域の実情等を総合的に勘案

【地域（へき地を含む）の病院・診療所での研修実施】

- 研修病院群の中に地域の病院・診療所を含め、一定期間、地域の病院・診療所で専門医研修を行う養成プログラムを支援。

地域医療の
安定的確保

